

令和2年第6回春日井市議会定例会提出議案目次

議案番号	議 題	
第109号議案	令和2年度春日井市一般会計補正予算（第6号）	1
第110号議案	令和2年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	5
第111号議案	春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について	7
第112号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	9
第113号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11
第114号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	13
第115号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	15
第116号議案	春日井市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例について	17
第117号議案	春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について	21
第118号議案	春日井市体育館条例の一部を改正する条例について	25
第119号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について	28
第120号議案	春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について	31
第121号議案	春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例の一部を改正する条例について	33
第122号議案	春日井市総合体育館等の指定管理者の指定について	36
第123号議案	春日井市勤労福祉会館の指定管理者の指定について	37
第124号議案	春日井市勝川駅前地下駐車場及び春日井市勝川駅南口立体駐車場の指定管理者の指定について	38
第125号議案	春日井市健康管理施設の指定管理者の指定について	39
第126号議案	春日井市老人憩いの家の指定管理者の指定について	40
第127号議案	春日井市ふれあいの家の指定管理者の指定について	42
第128号議案	春日井市総合福祉センターの指定管理者の指定について	45

第129号議案	春日井市福祉の里の指定管理者の指定について……………	46
第130号議案	春日井市希望の家の指定管理者の指定について……………	47
第131号議案	春日井市福祉作業所の指定管理者の指定について……………	48
第132号議案	春日井市福祉文化体育館の指定管理者の指定について…	49
第133号議案	春日井市子どもの家の指定管理者の指定について……………	50
第134号議案	春日井市母子生活支援施設の指定管理者の指定につい て……………	53
第135号議案	熊野桜佐地区雨水3号調整池築造工事の請負契約の変 更について……………	54
第136号議案	消防署移転用地の取得について……………	55
第137号議案	ピアノ等の取得について……………	57
第138号議案	スポーツ用品の取得について……………	58
第139号議案	訴えの提起について……………	59
報告第29号	訴えの提起の専決処分について……………	61
報告第30号	和解の専決処分について……………	63
報告第31号	訴えの提起の専決処分について……………	65

第109号議案

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度春日井市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,252,218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,667,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		48,474,160	1,661,845	50,136,005
	2 国庫補助金	35,623,608	1,661,845	37,285,453
17 県支出金		7,781,154	16,666	7,797,820
	2 県補助金	2,603,467	16,666	2,620,133
20 繰入金		6,218,834	△ 1,534,260	4,684,574
	1 繰入金	6,218,834	△ 1,534,260	4,684,574
21 繰越金		888,075	500,074	1,388,149
	1 繰越金	888,075	500,074	1,388,149
22 諸収入		3,397,184	1,793	3,398,977
	5 雑入	2,427,876	1,793	2,429,669
23 市債		12,389,400	1,606,100	13,995,500
	1 市債	12,389,400	1,606,100	13,995,500
歳入合計		144,415,430	2,252,218	146,667,648

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		78,333,846	59,850	78,393,696
	1 社会福祉費	54,920,562	2,666	54,923,228
	2 児童福祉費	18,177,960	57,184	18,235,144
5 労働費		161,283	1,626,000	1,787,283
	1 労働費	161,283	1,626,000	1,787,283
6 農林水産業費		273,819	3,650	277,469
	1 農業費	243,745	3,650	247,395
7 商工費		3,441,506	178,290	3,619,796
	1 商工費	3,441,506	178,290	3,619,796
10 教育費		12,437,482	384,428	12,821,910
	1 教育総務費	1,345,287	22,720	1,368,007
	3 中学校費	1,276,763	344,500	1,621,263
	4 社会教育費	5,056,533	14,800	5,071,333
	5 学校給食費	2,668,955	2,408	2,671,363
歳出合計		144,415,430	2,252,218	146,667,648

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
労働費	労働費	勤労福祉会館大規模改修工事等	1,626,000
教育費	中学校費	中学校特別教室空調機設置工事	186,500
		中学校外壁改修等工事	158,000

第 3 表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的		補正前				補正後				
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
労働債	勤労者厚生施設整備事業	40,200	普貸又証発 通借は発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,437,800	補前同	正にじ	補前同	正にじ
教育債	義務教育施設整備事業	765,500				974,000				

第 110 号議案

令和 2 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,068,874 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		5,668,444	△ 63,000	5,605,444
	1 国民健康保険税	5,668,444	△ 63,000	5,605,444
2 国庫支出金		11,781	37,800	49,581
	1 国庫補助金	11,781	37,800	49,581
3 県支出金		16,936,625	32,200	16,968,825
	1 県補助金	16,936,625	32,200	16,968,825
歳入合計		25,061,874	7,000	25,068,874

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		40,000	7,000	47,000
	1 償還金及び 還付加算金	40,000	7,000	47,000
歳出合計		25,061,874	7,000	25,068,874

第 111 号議案

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例

春日井市事務分掌条例（昭和47年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) デジタル化の推進に関すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、デジタル化の推進に関する事務を企画政策部に所掌させるため必要があるからである。

第 112 号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 春日井市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の期末手当の支給割合を引き下げするため必要があるからである。

第 113 号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定めるものとする。

令和 2 年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、市長等の期末手当の支給割合を引き下げするため必要があるからである。

第 114 号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年春日井市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合を引き下げするため必要があるからである。

第 115 号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年春日井市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を引き下げるため必要があるからである。

第 116 号議案

春日井市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例について

春日井市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例

(春日井市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正)

第1条 春日井市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和55年春日井市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(春日井市コミュニティ住宅条例の一部改正)

第2条 春日井市コミュニティ住宅条例（平成7年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(春日井市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 春日井市後期高齢者医療に関する条例（平成20年春日井市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」

を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(春日井市介護保険条例の一部改正)

第4条 春日井市介護保険条例（平成12年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年春日井市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第15条」を「第11条」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市税外収入に係る延滞金に関する条例附則第3項、春日井市コミュニティ住宅条例附則第2項、春日井市後期高齢者医療に関する条例附則第2項、春日井市介護保険条例附則第5条及び尾張都市計画下水道事業受益者

負担に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る規定を整備するため必要があるからである。

第 117 号議案

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例

春日井市火災予防条例（昭和37年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「、電気を」を「、電気自動車等（電気を）」に改め、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加え、同号を同項第16号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能

を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る出力の上限を引き上げる等規定を整備するため必要があるからである。

第 118 号議案

春日井市体育館条例の一部を改正する条例について

春日井市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市体育館条例の一部を改正する条例

春日井市体育館条例（昭和60年春日井市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2「3 落合公園体育館ロビー等使用料」の表中「3 落合公園体育館ロビー等使用料」を「4 落合公園体育館ロビー等使用料」に改め、別表第2「2 落合公園体育館附属設備使用料」の表中「2 落合公園体育館附属設備使用料」を「3 落合公園体育館附属設備使用料」に改め、別表第2「1 落合公園体育館競技場使用料」の表の次に次の1表を加える。

2 落合公園体育館会議室使用料

区分			金額					
			午前	午後1	午後2	夜間	全日	
第1会議室	アマチュアスポーツのために利用する場合	(A)	円 700	円 700	円 700	円 1,050	円 2,800	
		(B)	2,100	2,100	2,100	3,150	8,400	
	その他の場合	(A)	1,400	1,400	1,400	2,100	5,600	
		(B)	4,200	4,200	4,200	6,300	16,800	
	第2会議室	アマチュアスポーツのために利用する場合	(A)	600	600	600	900	2,400
			(B)	1,800	1,800	1,800	2,700	7,200
その他の場合		(A)	1,200	1,200	1,200	1,800	4,800	
		(B)	3,600	3,600	3,600	5,400	14,400	

備考

- 「1 落合公園体育館競技場使用料」の表の備考第1項から第4項まで及び第6項の規定は、この表において準用する。この場合において、備考第3項中「午前の区分の1時間に相当する額」とあるのは、「午前の区分の1時間に相当する額（100円未満の端数を生じたときは、これを100円に

切り上げる。)』と読み替えるものとする。

- 2 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市体育館条例の規定中落合公園体育館会議室に係る利用の許可、使用料の納付その他会議室を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、新たに落合公園体育館会議室の使用料を定めるため必要があるからである。

第 119 号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

春日井市自転車等駐車場条例（昭和56年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第3 春日井市春日井駅北口自転車等駐車場の項を次のように改める。

春日井市春日井駅北口自転車等駐車場	自転車	1回につき		110円
		1か月につき	一般	2,090円
			高校生以下	1,880円
		3か月につき	一般	6,020円
			高校生以下	5,380円
		6か月につき	一般	11,730円
	高校生以下		10,500円	
	原動機付自転車	1回につき		160円
		1か月につき		3,140円
		3か月につき		9,040円
		6か月につき		17,580円
	普通自動二輪車 (総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.0キロワット以下のものに限る。)	1回につき		210円
		1か月につき		3,670円
		3か月につき		10,560円
6か月につき		20,550円		

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市自転車等駐車場条例の規定は、令和3年4月1日以後に利用者が納付する使用料について適用し、同日前に利用者が納付する使用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、春日井駅北口自転車等駐車場の使用料を改定するため必要があるからである。

第 120 号議案

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例

春日井市営住宅条例（平成9年春日井市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

別表町屋住宅の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第9項の改正規定及び次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第9項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、町屋町地内の市営住宅を廃止する等のため必要があるからである。

第 121 号議案

春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例の一部を改正する条例に
ついて

春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例の一部を改正する条例を次のように
定めるものとする。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例（平成29年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 遊具広場

第6条第1項第2号中「運動場、広場及び駐車場」を「遊具広場及び正面広場」に改め、「敷地（」の次に「駐車場を除く。以下同じ。）（」を加える。

別表「3 運動場、広場及び駐車場その他センターの敷地」の表中「運動場、広場及び駐車場」を「遊具広場及び正面広場」に改める。

第2条 春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 芝生広場

第6条第1項第2号中「体育館」の次に「、芝生広場」を加え、「(遊具広場」を「(芝生広場、遊具広場」に改める。

別表「3 遊具広場及び正面広場その他センターの敷地」の表中「遊具広場」を「芝生広場、遊具広場」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年3月27日から、第2条の規定は同年9月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例の規定中高蔵寺まなびと交流センターの施設等に係る利用の許可、利用料金の納付その他高蔵寺まなびと交流センターの施設等を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、高蔵寺まなびと交流センターに新たに遊具広場及び芝生広場を設置するため必要があるからである。

第 122 号議案

春日井市総合体育館等の指定管理者の指定について

春日井市総合体育館等について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 春日井市総合体育館
春日井市落合公園体育館
春日井市温水プール
春日井市民球場
春日井市朝宮公園 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市東野町字落合池1番地2
公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

第 123 号議案

春日井市勤労福祉会館の指定管理者の指定について

春日井市勤労福祉会館について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 春日井市勤労福祉会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市東野町字落合池1番地2
公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

第 124 号議案

春日井市勝川駅前地下駐車場及び春日井市勝川駅南口立体駐車場の
指定管理者の指定について

春日井市勝川駅前地下駐車場及び春日井市勝川駅南口立体駐車場について次の
とおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244
条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 春日井市勝川駅前地下駐車場
春日井市勝川駅南口立体駐車場 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市鳥居松町5丁目44番地
勝川開発株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

第 125 号議案

春日井市健康管理施設の指定管理者の指定について

春日井市健康管理施設について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 春日井市総合保健医療センター
春日井市保健センター |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市鷹来町1丁目1番地1
公益財団法人春日井市健康管理事業団 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

第 126 号議案

春日井市老人憩いの家の指定管理者の指定について

春日井市老人憩いの家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 公 の 施 設 の 名 称 柏井老人憩いの家始め15施設（別表）
- 2 指定管理者となる団体 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市老人クラブ連合会始め2団体（別表）
- 3 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

別表

公の施設の名称	指定管理者となる団体	
	所在地	名称
柏井老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
松原老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
上条老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
小野老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
ひなご老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
桃山老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
不二老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
北城老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
八田老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
緑ヶ丘老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
桃花園老人憩いの家	春日井市東山町2丁目6番6号	春日井桃花園自治会
水辺老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
味美老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
高蔵寺老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会
勝川老人憩いの家	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市老人クラブ連合会

第 127 号議案

春日井市ふれあいの家の指定管理者の指定について

春日井市ふれあいの家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 公 の 施 設 の 名 称 気噴南ふれあいの家始め28施設（別表）
- 2 指定管理者となる団体 春日井市気噴町1丁目22番地6
気噴町自治会始め26団体（別表）
- 3 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

別表

公の施設の名称	指定管理者となる団体	
	所在地	名称
気噴南ふれあいの家	春日井市気噴町1丁目 22番地6	気噴町自治会
東神明ふれあいの家	春日井市東神明町2丁目 10番地9	東神明町内会
外之原ふれあいの家	春日井市外之原町2283 番地1	外之原中区
内津ふれあいの家	春日井市内津町300番 地1	内津区
神屋団地ふれあいの家	春日井市神屋町1423番 地60	神屋団地町内会
田楽ふれあいの家	春日井市田楽町1653番 地2	田楽区
大留ふれあいの家	春日井市大留町1丁目 1番地16	大留下区
廻間ふれあいの家	春日井市廻間町489番 地	廻間町区会
大手ふれあいの家	春日井市大手町1614番 地1	大手区
押沢台ふれあいの家	春日井市押沢台4丁目 12番地1	押沢台共同施設運営委 員会
坂下ふれあいの家	春日井市坂下町4丁目 584番地2	坂下区
細野ふれあいの家	春日井市外之原町2497 番地	細野・外之原上区
鷹来ふれあいの家	春日井市上田楽町2963 番地9	上田楽区
荒子ふれあいの家	春日井市大留町1丁目 1番地16	大留下区
南花長ふれあいの家	春日井市南花長町15番 地10	南花長町区
玉野ふれあいの家	春日井市玉野町866番 地	玉野区

南下原ふれあいの家	春日井市南下原町3丁目8番地11	南下原町内会
和爾良ふれあいの家	春日井市上条町2丁目173番地1 モアグレース春日井702号	上条本町町内会
西尾ふれあいの家	春日井市西尾町457番地	西尾区
町屋ふれあいの家	春日井市町屋町3543番地3	上町屋町内会
不二ガ丘ふれあいの家	春日井市不二ガ丘1丁目120番地	不二ガ丘区
鳥居松ふれあいの家	春日井市八事町1丁目47番地	鳥居松ふれあいの家管理運営委員会
朝宮ふれあいの家	春日井市朝宮町3丁目8番地12	朝宮町内会
西山ふれあいの家	春日井市西山町5丁目1番地2	西山会館運営委員会
牛山ふれあいの家	春日井市牛山町220番地5	牛山区
大手田西ふれあいの家	春日井市大手町1614番地1	大手区
木附ふれあいの家	春日井市玉野町1672番地2	木附区
篠木四ツ谷ふれあいの家	春日井市篠木町6丁目3番地1	篠木四ツ谷町内会

第 128 号議案

春日井市総合福祉センターの指定管理者の指定について

春日井市総合福祉センターについて次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
- 3 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

第 129 号議案

春日井市福祉の里の指定管理者の指定について

春日井市福祉の里について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 公の施設の名称 春日井市福祉の里
- 2 指定管理者となる団体 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

第 130 号議案

春日井市希望の家の指定管理者の指定について

春日井市希望の家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 第一希望の家
第二希望の家 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

第 131 号議案

春日井市福祉作業所の指定管理者の指定について

春日井市福祉作業所について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 春日井市福祉作業所 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

第 132 号議案

春日井市福祉文化体育館の指定管理者の指定について

春日井市福祉文化体育館について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 春日井市福祉文化体育館 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

第 133 号議案

春日井市子どもの家の指定管理者の指定について

春日井市子どもの家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市白山子どもの家始め20施設（別表）
- 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 春日井市浅山町1丁目2番61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会始め3団体（別表）
- 3 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

別表

公の施設の名称	指定管理者となる団体	
	所在地	名称
春日井市白山子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市八幡子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市藤山台子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市神領子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市高森台子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市石尾台子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市味美子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市東野子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市坂下子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市柏原子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市鳥居松子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市不二子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市勝川子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市岩成台子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市西部子どもの家	春日井市宮町3丁目8 番地2	特定非営利活動法人学 童保育所イルカクラブ
春日井市大手子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市篠木子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会

春日井市丸田子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市出川子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市押沢台子どもの家	神奈川県横浜市西区北 幸一丁目4番1号 天 理ビル9F	株式会社明日香

第 135 号議案

熊野桜佐地区雨水 3 号調整池築造工事の請負契約の変更について

熊野桜佐地区雨水 3 号調整池築造工事について次のとおり工事請負契約の変更をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 熊野桜佐地区雨水 3 号調整池築造工事
- 2 契約の相手方 松浦・長谷川特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町 4 丁目 32 番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市松河戸町 4 丁目 7 番地 6
株式会社長谷川工務店

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	924,371,800円	1,014,134,000円

第 136 号議案

消防署移転用地の取得について

消防署移転用地として次の土地を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 場 所 | 春日井市北城町 3 丁目 2 番 1 ほか 11 筆 |
| 2 | 面 積 | 8, 0 1 3 m ² |
| 3 | 取 得 価 格 | 3 3 3, 5 9 2, 2 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 別紙のとおり |

住 所	氏 名
■■■■■■■	■■ ■■
■■■■■■■	■■ ■■
■■■■■■■	■■ ■■
■■■■■■■	■■ ■■
■■■■■■■	■■ ■■
■■■■■■■	■■ ■■
■■■■■■■	■■ ■■
■■■■■■■	■■ ■■
■■■■■■■	■■ ■■
■■■■■■■	■■ ■■

第 137 号議案

ピアノ等の取得について

次のとおりピアノ等を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|-----------|---|
| 1 物 品 内 容 | コンサートグランドピアノ 1 台、椅子 1 脚、カバー 2 枚及びインシュレーター 1 組 |
| 2 取 得 価 格 | 25,267,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 名古屋市天白区平針四丁目 2109 番地
株式会社名古屋ピアノ調律センター |

第 139 号議案

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 管轄裁判所 名古屋地方裁判所
- 2 相手方 ■■■■■■
■■ ■■
- 3 事件名 所有権移転登記手続請求事件
- 4 訴えの趣旨 相手方に対し、次の土地の所有権移転登記手続を求める。

所在地	地積
春日井市町屋町字町屋3877番	181㎡
春日井市町屋町字町屋3878番	16㎡

- 5 訴えの理由 市は、当該土地を昭和33年9月1日から市営町屋住宅用地として管理しているが、所有権移転登記がされていない。当該土地の登記上の所有者の相続人である相手方から土地所有権

移転登記手続の承諾を得られないため、取得時効を援用し、
土地所有権移転登記手続を求めるものである。

- 6 市長は、本訴訟の遂行に当たって、上訴、和解、保全処分その他必要な行為を行うものとする。

報告第 29 号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

管轄裁判所	事件名	訴えの趣旨	相手方		支払を求 める額	専決処分日
			住所	氏名		
春日井 簡易裁 判所	生活保 護費徴 収金請 求事件	相手方に対し、不正 に受給した生活保 護費の支払を求め る。	■■■■■■■■	■■■■	円 60,000	令和年月日 2.8.25

報告第 30 号

和解の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

相手方		事件番号	事件名	和解の要旨	専決処分日
住所	氏名				
■■■■■■■■	■■ ■■	春日井簡易 裁判所令和 2年(■)第 ■■号	生活保護費 徴収金請求 事件	相手方は、不正に受給 した生活保護費60,000 円の支払義務があるこ とを認め、令和2年11 月から令和3年4月ま で毎月分割して支払う ことを約束したので和 解する。	令和年月日 2.10.8

報告第 31 号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年11月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

管轄裁判所	事件名	訴えの趣旨	相手方		支払を求める額	専決処分日
			住所	氏名		
名古屋地方裁判所	家屋明渡等請求事件	相手方に対し、コミュニティ住宅及び駐車場の明渡しを求める。	■■■■■■■	■■ ■■	—	令和年月日 2.8.11
		相手方に対し、コミュニティ住宅の明渡しを求める。	■■■■■■■	■■ ■■	—	
		相手方に対し、コミュニティ住宅の滞納家賃及び延滞金等の支払を求める。	■■■■■■■	■■ ■■	滞納家賃 417,000円 及び延滞金等	
			■■■■■■■	■■ ■■	滞納家賃 208,500円 及び延滞金等	
			■■■■■■■	■■ ■■	滞納家賃 208,500円 及び延滞金等	
相手方に対し、コミュニティ住宅駐車場の滞納使用料及び駐車場使用料相当額の支払を求める。	■■■■■■■	■■ ■■	滞納駐車場 使用料 36,750円 及び駐車場 使用料相当額			